

平成 22 年度高齢者虐待の状況について

1 趣旨

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 18 年 4 月 1 日施行）」（以下「法」という。）第 25 条に基づき、平成 22 年度の状況を公表する。

2 集計の概要

区 分	内 容
対象者	65 歳以上の高齢者
対象期間	平成 22 年 4 月～平成 23 年 3 月
集計方法	養介護施設従事者等による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に基づき県全体を集計

3 集計結果の概要（詳細は「別紙」のとおり）

(1) 養介護施設従事者等による虐待（公表義務あり）

① 件数 3 件（相談・通報届出件数 3 件） *21 年度 0 件（相談・通報届出件数 2 件）

施設種別は、それぞれ、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、養護老人ホームで、虐待を行った施設従事者等の職種は、2 施設についてが不明、1 施設が介護職員によるものであった。

② 県としての対応

実地調査の上、施設長等への指導など、再発防止に向けて必要な措置を講じた。

(2) 養護者による虐待（公表義務なし）

① 件数 140 件（相談・通報届出件数 209 件）

*21 年度 135 件（相談・通報届出件数 213 件）

② 概要

虐待を受けた高齢者の性別は女性が 75%、男性が 25%で、年齢は 80 歳代が 44%、70 歳代が 35% を占めた。虐待の種別は身体的虐待、心理的虐待、介護・世話の放棄・放任、経済的虐待の順、虐待をした人は、息子、夫、息子の配偶者・娘の順であった。

③ 市町村の対応

虐待の事実確認や関係者との協議、調整を行った結果、介護保険サービスの利用や養護者に対する助言・指導等により、養護者支援や虐待の再発防止に向けた取り組みが行われた。

4 県の取り組み

法施行後五年を経過したが、虐待の未然防止や虐待が発生した際には早期に発見し対応できる仕組みを整えるため、次の取り組みを行っている。

(1) 法の趣旨等の定着を図るため、普及啓発の推進

(2) 介護保険施設等に対する適切な指導や介護サービス従事者を対象にした研修の実施

(3) 市町村及び地域包括支援センター職員に対する権利擁護相談窓口の設置

(4) 認知症や認知症高齢者等に関する正しい知識の普及